

須坂市農業委員会 令和3年7月総会 議事録

- 1 招集 令和3年7月30日(金) 午後3時
- 2 開会 令和3年7月30日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和3年7月30日(金) 午後3時30分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

| | | | | | | | | | |
|--------|-----|------|------|-----|------|------|-----|----|----|
| 会長 | 14番 | 神林利彦 | 農業委員 | 6番 | 上原昌雄 | 推進委員 | 15番 | 丸山 | 輝幸 |
| 会長職務代理 | 13番 | 田中郁男 | 〃 | 7番 | 市村修一 | 〃 | 16番 | 坂田 | 学 |
| 農業委員 | 1番 | 原千賀子 | 〃 | 8番 | 斎藤 稔 | 〃 | 17番 | 春原 | 等 |
| 〃 | 2番 | 松田かよ | 〃 | 9番 | 春原 博 | 〃 | 19番 | 櫻井 | 清一 |
| 〃 | 3番 | 神林秀明 | 〃 | 10番 | 小林 昇 | 〃 | 20番 | 竹前 | 清孝 |
| 〃 | 4番 | 返町 惇 | 〃 | 11番 | 山岸幸子 | 〃 | 21番 | 大澤 | 敏志 |
| 〃 | 5番 | 小林郁雄 | 〃 | 12番 | 神林清治 | | | | |

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 18番 中村 嘉博

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
(→農業委員会許可)

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→
知事許可)

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会受理)

報告第9号 農地法4条第1項第9号の規定による届出について(2アール未満の届出)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会7月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。
新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念される中、農作業の方も忙しい時期を迎えるわけですが、7月総会にご参集いただきありがとうございます。
さっそくですが、7月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、1 番原千賀子委員、2 番松田かよ委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数2件を議題といたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませうか。

議長 推進委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第12号の2件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第12号の2件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませうか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第13号の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第13号の1件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数7件を議題といたします。
最初に、NO.1からNO.4の4件について審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5番 No.1の申請者の事業内容を教えてください。

説明者 (申請書類により説明)

5番 営農計画はどうなっていますか。

説明者 (営農計画により説明)

5 番 事業内容及び営農計画の内容から、経営基盤強化促進法に基づき営農することが
確実ですか。

説明員 新規参入になりますが、これまでの農業経験や営農計画書等から判断すると問題
はないと思います。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 14 号の NO. 1 から NO. 4 の 4 件について、決定とするに賛成の農業委
員さんは挙手願います。

議長 挙手多数であります。

議長 よって、議案第 14 号の NO. 1 から NO. 4 の 4 件については、決定とすること
に決しました。

議長 次に、議案第 14 号の NO. 5 から NO. 7 の 3 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、推進委員さんで何か補足説明がございませ
んか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませ
んか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 14 号の NO. 1 から NO. 4 の 4 件について、決定とするに賛成の農業委
員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 14 号の NO. 5 から NO. 7 の 3 件については、決定とすること
に決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

議長 報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 4
件、報告第 9 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数
1 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件について、ご質問はございませ
んか。

議長 ないようでありますので、以上で報告を終わります。

議長 これをもちまして、7 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。